

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

令和7年10月10日開催

熊本県南小国町

令和7年度南小国町農業委員会10月総会

開催日時 令和7年10月10日（金）午前10時から午前10時40分

開催場所 南小国町役場 きよらホール

会議録署名委員（2番委員、5番委員）

日程

1. 報告第 4号 農地法第18条（通知）
2. 議案第 17号 農地法第4条（知事）
3. 議案第 18号 農地法第5条（知事）
4. 議案第 19号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）
5. 議案第 20号 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図変更素案の決定について
6. 議案第 21号 南小国町農業振興地域整備計画変更調整について

出席委員（5名）

2番 北里昌嗣委員	3番 河津篤委員
5番 日野米藏委員	6番 河津博文委員
8番 井野みゆき委員	

欠席委員（3名）

1番 藤堂伸二委員	4番 穴井堅委員
7番 甲斐義隆委員	

職務のため議場に参加した事務局職員（2名）

事務局 局長 穴井康治
事務局 野口駿太郎

○会長

おはようございます。

お忙しい中ご出席ありがとうございます。

ただ今から令和7年10月の農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は1番委員、4番委員、7番委員から欠席の連絡がありました。委員さん5名の出席で定足数に達しますので総会は成立します。

本日の会議録署名委員を2番北里委員、5番日野委員にお願いいたします。

報告第4号 農地法第18条（通知）

それでは、報告第4号 農地法第18条（通知）について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。資料の1ページ目です。

【報告第4号 農地法第18条（通知）について詳細に説明】

（申請番号）07-6（所在）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。面積1,980㎡。合計、田1筆1,980㎡です。（貸付人）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。（借受人）同じく〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。（解約申し入れ日、成立日、引渡日、通知日）共に令和7年9月16日です。（解約事由）は合意解約です。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農地法第18条の通知報告について、皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いします。

（ありません。の声あり）

それでは以上のおり了承いただいたものとして、処理いたします。

議案第17号 農地法第4条（知事）

続きまして、議案第17号 農地法第4条（知事）について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。2ページをお願いいたします。

【議案第17号 農地法第4条（知事）について詳細に説明】

（申請番号）07-1（所在）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。（登記地目・現況地目）共に田。面積677㎡。同じく〇〇〇〇。（登記地目・現況地目）共に田。面積505㎡。合計、田2筆1,182㎡です。（申請者）熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。（転用用途）につきましては植林です。こちらは違反転用となっております、追認許可申請となります。

農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたします。

参考資料といたしまして次のページに位置図、それから本日お配りしております4条現地確認写真をご覧くださいと思います。

- 以上です。
- 会長 はい。ありがとうございました。
それでは地元担当委員であります北里委員からご説明をお願いします。
- 2番委員 はい。説明させていただきます。
違反転用とのことで事務局、推進委員の〇〇さんと現地確認を行いました。現状としては杉が植栽され樹齢も50年くらいものがあります。いろんな所から湧水があり田んぼに戻すことは不可能な状態だと思います。本人も始末書等を事務局に提出しています。また、周辺の田畑に影響はないと思いますのでご審議の程よろしく願います。
- 会長 はい。ありがとうございました。
それではただ今の件について、皆さんからご質問等がありましたらお願いします。
(6番委員手をあげる)
6番河津委員からお願いします。
- 6番委員 植栽されて50年ほど経っているということですが、これは樹種は何が多いんですかね。
- 会長 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。事務局より回答させていただきます。
樹種は明確に何かと言われますと確認を取って見ないとわからないんですけど、おそらく杉、檜になっているかと思います。
以上です。
- 会長 よろしいですか。
- 6番委員 はい。
- 会長 他に何か皆さんからございませんでしょうか。
(6番委員手をあげる)
6番河津委員
- 6番委員 50年も経っているのに何故今頃わかったんですか。
- 会長 事務局からお願いします。
- 事務局 事務局よりお答えします。
一応こちらはですね間に司法書士さんを通した手続きにはなっているんですけど、所有者さんから司法書士さんにお話をしたときに、ここの地番がまだ田んぼだけど現況は山林であるというのを事務局のほうに連絡をしてから判明した形になっております。
以上です。
- 会長 よろしいですか。
- 6番委員 はい。わかりました。
- 会長 (5番委員手をあげる)
5番日野委員お願いします。
- 5番委員 ここは大体地籍はいつ頃入る予定ですかね。

○会長
○事務局長

事務局から説明をお願いします。

はい。地籍に確認してみないとわからない所ではありますが、〇〇関係を含めたところで、いちばん最後のほうに地籍調査になるかというふうに聞いております。

○会長
○5番委員
○会長

よろしいですか。

はい。

他に何かございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは全員賛成ですのでこの件については当委員会の意見を附して県知事宛に進達をいたします。

議案第18号 農地法第5条(知事)

続きまして、議案第18号 農地法第5条(知事)について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。5ページをお願いいたします。

【議案第18号 農地法第5条(知事)について詳細に説明】

(申請番号)07-2(権利)所有権移転(所在)〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。面積1,101㎡。合計、田1筆1,101㎡です。(譲渡人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(譲受人)同じく〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(形態)につきましては転用です。(施設)につきましては駐車場。(面積)は同じく1,101㎡です。こちらは違反転用となっております、追認許可の申請となっております。

農地区分につきまして、中山間地域で小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたします。また、その他一般基準等も満たしているものと思われます。

参考資料といたしまして、次のページに関係位置図、それから本日お配りしました5条現地確認写真をご覧いただきたいと思っております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございます。

ただ今の件について皆さんからご質問がありましたらお願いします。

(6番委員手をあげる)

6番河津委員からお願いします。

○6番委員

違反転用と言うことですが、〇〇〇が店を建てて何年くらいになるですかね。駐車場になってから相当なるですね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

そうですね。確認しているところとしましては、駐車場を平成10年に作られたということでした。店舗の方に関してはすみません、そこまで確認が出来ておりませんので、必要でしたら後日回答したいと思います。

○6番委員

それはいいです。で、有償ということになっておりますが〇〇さんが買い受けるということですね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。今河津委員がおっしゃったとおり、所有権移転の有償ですので土地を買うことになります。

以上です。

○6番委員

はい。

○会長

他にございませんでしょうか。

よろしいですか。

(はい。という声あり)

それでは賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。それでは全員賛成ですのでこの件につきましては、当委員会の意見を附して県知事宛に進達をいたします。

議案第19号 農用地利用集積等促進計画案の決定

について(所有者・機構間契約)(機構・受け手間契約)

続きまして、議案第19号 農用地利用集積等促進計画案の決定について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。それでは資料6ページをお願いいたします。

【議案第19号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

(所有者・機構間契約)(機構・受け手間契約)について詳細に説明】

(権利種別): 貸借権設定 (申請番号)07-19 (所在)〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。面積 2,278 m²。同じく〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。面積 958 m²。合計、田 2筆 3,236 m²です。(利用権)は賃貸借権です。(貸付人)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号。〇〇〇〇氏。(借受人)熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(財)熊本県農業公社。(借賃)につきましては全筆で120kgです。(期間)につきましては令和7年12月1日から令和12年11月30日までです。新規設定でございます。

次のページをお願いいたします。

(申請番号)07-20 所在等につきましては07-19と同様でございます。(利用権)は賃貸借権です。(貸付人)熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(財)熊本県農業公社。(借受人)熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的)につきましては水稻です。(借賃)が全筆で120kg。(期間)につきましては令和7年12月1日から令和12年11月30日までです。新規設定でございます。

続きまして(申請番号)07-21(所在)〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。(登記地目・現況地目)共に田。面積 1,737 m²。合計、田 1筆 1,737 m²です。(利用権)は使用貸借権です。

(貸付人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇氏。(借受人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(財)熊本県農業公社。(借賃)につきましては使用貸借権により無償です。(期間)につきましては令和7年12月1日から令和12年11月30日まで。こちらも新規設定でございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

(申請番号) 07-22 所在等につきましては07-21と同様です。(利用権)につきましては、使用貸借権です。(貸付人) 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番地1。(財)熊本県農業公社。(借受人) 熊本県阿蘇郡南小国町大字〇〇〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇氏。(利用目的)はトマトです。(借賃)につきましては使用貸借権により無償です。(期間)は令和7年12月1日から令和12年11月30日まで。新規設定でございます。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それではただ今の農用地利用集積等促進計画案について皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いします。

(6番委員手をあげる)

6番河津委員お願いします。

○6番委員

はい。7ページですね申請番号の07-20と07-21で利用権が賃貸借権と使用貸借権の違いはどう違うとですかね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。説明させていただきます。

賃貸借につきましては、物納や、お金を含めて所有者さんのほうに何かお支払いする貸し借りが賃貸借になります。使用貸借につきましては、そういうものを一切とらない無償での貸し借りを使用貸借権と言います。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○6番委員

はい。わかりました。

○会長

他に何か皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

(はい。と言う声あり)

それでは採決に移ります。

賛成方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。それでは全員賛成ですので、当委員会として決定したことを町へ通知いたします。

議案第20号 農業経営基盤強化促進法に定める

地域計画目標地図変更素案の決定について

続きまして、議案第20号 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図変更素案の決定について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。9ページをお願いいたします。

**【議案第20号 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図
変更素案の決定について詳細に説明】**

この案件につきまして、本日お配りしました目標地図、3枚綴りになっておりますが、こちらの方をご確認いただきたいと思っております。こちら農業経営基盤強化促進法第19条の規定により南小国町が策定している地域計画につきまして、同法第20条に基づきまして、目標地図の素案を変更するものでございます。

詳細につきましては野口より説明いたします。

○事務局

では事務局より説明します。

本議案につきましては、令和7年3月に策定しました南小国町地域計画目標地図のうち、馬場東地区について2筆の農地を地域計画の対象地から除外するものになります。当日配付資料につきましては図面の1, 2枚目が変更後の目標地図の素案になります。3枚目につきましては、除外する筆の場所をつけております。

今回の変更につきましては2筆とも農地転用による除外であり、この後の議案第21号とも関連しております。また、9月に町ホームページにて協議の場を開催しまして地域住民からの意見は無し、となっております。

説明は以上になります。

○会長

はい。ありがとうございます。

それではただ今の件について、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

この地図はどのあたりの場所か説明をしてくれんかな。

○事務局

事務局よりご説明しますと、最後の3枚目の所ですね、3枚目の図面に関してが変更する前の地図になります。こちらに関してはいちばん上といちばん下の2ヶ所に赤く除外農地転用と書かれているものが2ヶ所あるかと思っております。地域計画につきましては、地域計画の対象地に入っている農地につきましては、その農地を転用するにあたり、まずは地域計画から外してくださいというふうに制度上なっております、本議案に書かせていただいております。なので、一応この3枚目の図面のいちばん上の農地といちばん下の農地を外した結果が最初の1, 2枚目の図面になります。ですので、最初の1, 2枚目の図面に関してが今後地域計画として町が変更して策定する地図になります。その他ご質問等ありましたらまたご回答したいと思います。

以上です。

○会長

馬場東はどのあたりになるのかな。

○事務局

場所になりますと、1枚目を見ていただくと分かりやすいかもしれないです。

1枚目の上の方に緑と黄色の農地とその下にオレンジ色の農地があると思っております。

こちら辺りが場所というところ〇〇〇さんの農地です。ですので、上から橋を渡ってすぐ行ったところの農地が場所的には図面に書いてある緑、黄色、オレンジ辺りの所になります。

○会長

以上です。

(6番委員手をあげる)

6番河津委員からお願いします。

○6番委員

3枚目の赤い部分の上と下の場所は大体どこ辺かな。

○事務局

事務局から説明をお願いします。

そうですね。3枚目のいちばん上のところにつきましては、〇〇〇さんの直ぐ隣あたりになります。いちばん下に関しては〇〇〇〇〇〇〇〇さんの所の農地になります。

以上です。

○6番委員

はい。分かりました。

○会長

他に何か皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

ありませんか。

(ありません。の声あり)

それでは採決に移ります。

ただ今の件について賛成方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは全員賛成ですので、本件につきまして承認をいたします。

議案第21号 南小国町農業振興地域整備計画

変更調整について

続きまして、議案第21号 南小国町農業振興地域整備計画変更調整について事務局から説明をお願いします。

○事務局長

はい。それでは10ページをお願いいたします。

【議案第21号 南小国町農業振興地域整備計画変更調整について

詳細に説明する】

一枚お開けください。11ページになります。

変更調整申し出一覧表 番号1 申し出者(事業計画者)南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇〇一〇。〇〇〇〇〇氏。(所有権者)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇。〇〇〇〇氏。(申し出物件)大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(地目)田。(面積)2,820㎡。

(目的)につきましては山林です。(理由)事業計画者は申請地の隣接地で飲食店を営っており、店舗周辺の景観を向上させることを目的として申請。周辺農地につきましては耕作困難な土地で雑種地化しており、隣地所有者の承諾も取れているため営農上の支障は少ないものと判断。また、その他の土地選定も検討したものの取得できる目途が立たなかったため、でございます。

続きまして、番号2 申し出者(事業計画者)南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇一〇。〇〇〇〇〇氏。(所有権者)南小国町大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇氏。(申し出物件)大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。(地目)田。(面積)1,980㎡。(目的)としましては駐車場です。(理由)事業計画者は事業用飲食店の駐車場を必要としており、申請地

は事務所等からも近く管理面での条件も良い。申整地は雑種地に接続しており、排水及び雨水は新設側溝を経て既存水路へ流すため周辺農地への影響も少ないと考えられます。また、他の土地選定も検討したものの取得できる目途がたたなかったため当該申請地を選定しております。

参考資料といたしまして、次の 12, 13 ページに関係位置図を、それから本日お配りしております現地写真をご覧いただきたいと思っております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。それではただ今の件につきまして、皆さんからご意見ご質問等がありましたらお願いします。

(6 番委員手をあげる)

6 番河津委員からお願いします。

○6 番委員

番号 1 で〇〇〇さんが事業計画書を出しておりますが、目的は山林ということですがこれは今から植林するということですかね。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局より回答させていただきます。

山林と書いておりますとおり、計画がここに紅葉とヤマボウシを植林される予定になっています。

以上です。

○会長

よろしいですか。

○6 番委員

はい。

○会長

他にございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

それでは採決に移ります。

ただ今の件について賛成方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございました。

全員賛成ですので本件につきまして承認をいたします。

以上で議案が終了しました。

その他何かありませんか。

(〇〇推進委員手をあげる)

〇〇委員からお願いします。

○〇〇 推進
委員

9 月 28 日熊日新聞を読まれた方は目にとまったかとは思いますが、簡単に言えば農地バンクを通して貸付をすれば固定資産税が半額になると。こういう記事が載っております。で、貸し出さずに農地が荒れれば 1 万 8 千円の課税強化になると。で、全農地を 10 年以上貸付期間で農地バンクに預けると税が一定期間半額となるということですが、ここの事務認識、事務局のほうは如何ですか。

○会長

事務局から説明をお願いします。

○事務局

事務局よりお答えさせていただきます。

事務局のほうもですねそちらの記事は目を通しておまして、最近全国的にそのような手続きが出来ていなくて通常課税を削減できるところを通常のところで税を取ってしまった、という案件が全国各地で出ているところでございます。

本町につきましてもその制度は把握しておまして、今回の議案でいいますと〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが出てきた貸借りの案件ですね、そちらの所有者さんが全ての農地。これがですね全ての農地を自分の個人で持っている所有地もですし、複数名で所有されている農地も全て含めて農業公社を通して10年以上の貸借りをした場合は、税金が軽減されるという制度になっております。

本町は一応この記事が出ましてから町内の案件全て調べましたが、該当する方はいらっしゃらないということになっております。

以上です。

〇〇〇推進
委員

要するに所有する全ての農地を貸付けんといかんということですか。第1に。それで一定期間というのは全て貸し付けた状態で、一定期間というのは何年ぐらい減税になるということですか。あやふやな表現しか書いていないからですね。一定期間というのは1年なのか2年なのか3年なのか10年なのか。

〇事務局

そうですね、そちらに関しましては改めて事務局のほうでも調べたいとは思いますが、貸し借りが10年以上とありますので10年間になるかとは思われます。

以上です。

〇〇〇推進
委員

だからうちの場合は対象はまだないと。ただこれで問題になっているのは要するに課税徴収をしていると。結局半額にならんといかんところを税務課の方が、平均で言えば1万円を過剰に徴収していると。そういうのが結局問題になっちゃるとですね。だけん、もしうちの町の方がそういう対象がないということであればそういう問題はお出こないと思いますけど、仮に今後10年以上とかの案件が出てきた場合は、横の繋がり、税務課辺りがそういう認識があるのかどうか。だからそれが当然やっぱ税金を徴収する側も認識しとかんとまたこういう問題が起きてくるんじゃないかならうかということなんです。

以上です。

〇会長

ただ今の件については委員さんに何か書いてから知らせるといいかもしれんな。今の件については。

〇事務局

はい。分かりました〇〇委員からのお話しされた内容につきましては、またこちらも税務課と改めて横の確認もふまえてですねしっかりと対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

〇会長

何か他に皆さんからご意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。

(はい。と言う声あり)

では10月の総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年10月10日

南小国町農業委員会会長

署名委員 2番委員

署名委員 5番委員

会議録調整者 野口駿太郎
本誌表紙共 枚